申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

		教育安良云争務向 X化詞
許認可等の内容		文化会館及び敷地内における広告類の掲示許可
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第16条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	栃木市文化会館条例第16条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定
		平成 年 月 日最終変更
	【基準】	
	1 広告類の掲示禁止(栃木市文化会館条例第16条)	
	今館及バチ	の敷地内においては、教育委員会が許可したもの以外の広告その他これ
	に無するもの	を掲示してはならない。
審査基準		